

# 大阪府生活保護夏期交渉① 2022.7.26 大阪府日赤会館

大阪府山元課長補佐ほか対応

**大生連** 異常な暑さが続いている。今こそ、2005年に廃止された夏季見舞金の復活を独自施策で実施して。国の改悪は次のことを検討している。①ケースワーカーの外部委託、②医療扶助の一部負担を府市は国に上申。頻回受診の対象者は400人。個別で指導すれば済む話。③級地改悪、一級地の1が低くなる試算。都市部の保護費が下がる可能性が大きい。大阪府は生活保護世帯の声を聞いて国にあげてほしい。要求改善をしてほしい。

**大阪府** 新型コロナウイルス感染の急速な拡大のもと、感染に留意し対応している。原油価格の高騰により物価が高騰している。生活保護受給者に大きな負担で苦しい生活を強いている。受給世帯は今年4月1,637,000件。昨年より減っている。大阪府下の保護世帯は218,067世帯、267,975人。コロナ支援金や貸付けを借りている人が生活保護への移行が見込まれる。厚労省からも生活保護の適切な保護の実施が行われるよう、たびたび事務連絡が出ている。福祉事務所への周知や広報をしている。生活実態をふまえた制度となるよう努める。

## 医療費一部負担について

**大阪府** 大阪府としては医療費の一部負担の導入については、令和4年度より国に要望していません。

**大生連** 国が実施することを決めたから、大阪府は国へ要望することを辞めたのか。要望をやめた根拠を示して。

**大阪府** 頻回受診、重複調剤が少ないこともあり、対象の1割に満たない状況。見直しをした。

## 申請日について

### 大阪府の基本回答

申請日については申請者による意思が示された日と考えています。法定期間14日については生活保護法24条において「申請のあった日から」とされていますが、申請のあった日の何時からとは生活保護法上規定されておらず、特別な定めがないため、民法の規定により、初日不算入となることを国に確認済みです。

**大阪府** 14日というだけでなく、本当に困ったときは14日にこだわらず対応する。回答については申請日について国に確認した。申請日も含むのかと問い合わせに、「民法の定め通り」との回答だった。法定期間に申請日を含むとは、府はこの場で回答できない。

**大生連** 申請日を含まないという府の回答は、いのちにかかわる問題だ。民法ではなく、生

活保護法に基づいて運用して。国にもその立場を貫いてほしい。

**大阪府** 申請する人は窮迫して来られると思います。14日にこだわらずに保護の適用をしている。

### マイナンバー制度について

**大生連** 個人情報が入り、悪用されないかと心配されている。ヨーロッパなどでは個人情報保護が徹底されている。ここが日本と違う。大企業の儲けのために悪用されないよう、権利としての個人情報保護をまもってほしい。

**大阪府** 個人情報を守ることが大事です。

### エアコンの購入について

**大生連** 修理について貸付を利用できるのかできないのか。

**大阪府** 貸付は社協が扱っているので、修理が貸付の対象になるのかどうかはわからない。

### エアコンの補助制度の創設について

**大生連** 一部の自治体で、生活保護世帯だけでなく、低所得世帯にも補助金が出ている。生活保護世帯も買換えが必要な方もいる。府民の命を守る姿勢を示して。大阪府の財政調整金2000億円を使って、補助金を出してほしい。

### 門真市の事案 府はどう考えるか。後日、門真市と交渉する。

#### ◎63条にもとづく返還について

相続で63条にもとづく返還が生じ、長く使っている洗濯機の買換えを求めた。担当が「コロナの給付金はどうしたのか」と言い認めない。社協の貸付を利用するよう言われた。相続をしていない人との公平を保てないとも言われた。

◎エアコン設置費用の件、2019年に寝屋川から門真に転居した世帯。申し出たのが、昨年9月だった。1年後の夏に申請するよう言われた。今年保護課に行ったら、「10万円の給付金がでるでしょう」と返された。門真市の対応はいかがなものか。

◎バイクの件 125cc以下のバイク。いっさい認めない。大阪府の回答は要件があれば認めているのに、なぜか。4項目をクリアしている。①当該オートバイ及び原動機付き自転車については、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。②保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること。③自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。④保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。